

新型コロナウイルスの影響に伴う窓口体制の一部復帰のお知らせ

在ブリスベン日本国総領事館

新型コロナウイルス感染防止の観点から、3月26日（木）から当館領事窓口の人員規模を縮小していましたが、クイーンズランド州の規制緩和に伴い、7月13日（月）より窓口人員規模を縮小前に戻します。

ただし、3月31日より実施している以下の入館規制は、感染防止の観点から引き続き実施いたします。皆様には引き続き窓口でお待ちいただく時間が入館規制前と比べ長くなることが予想されますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、御質問がある場合には、TEL：07 3221 5188 までお電話を御願います。

- 1 来館時に手洗いとアルコール消毒をお願いします。また、非接触型の体温計にて体温を計測させていただき、37.5℃以上の方は入館をお断り申し上げます。また、可能な限り入館時にご自分のマスクの着用をお願いいたします。
- 2 一度に入館できる人数を家族の場合を除き最大で6名とし、7名以上となる場合には携帯電話番号等のご連絡先を控えさせていただいた上で、館外でお待ちいただき、入館可能となり次第、連絡・入館とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、以下の申請については入館規制を行っている間、郵送でも受け付けていますので、積極的にご活用いただければ幸いです。在留届を除き、いずれの申請書も以下の当館ホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/jp/visa/index.html>

1 旅券発給申請の仮受付

旅券有効期間が残り2ヶ月となっている方を対象として、郵送での申請を仮受付します。

必要書類は通常の旅券申請の際と同様ですが、現在お持ちの旅券については、旅券本体ではなく写しを送付願います。

申請書類受領後、当館より交付が可能となる日をご連絡しますので、ご都合のよい来館日をお伝え下さい。その際に現在の有効な旅券の原本を忘れずにご持参下さい。

予定された来館日にお越し出来ない場合は、改めて来館日を調整させていただきますので必ず当館へご連絡下さい。

※郵送いただく際のご注意点

旅券申請書の表面と裏面の署名欄双方へのご署名を忘れずをお願いします。

不備があった場合は再提出が必要となる可能性がありますので、記入に漏れがないか送付前にご確認ください。

※交付について

郵送での交付は行っていません。申請者ご本人が窓口にお越しいただく必要がありますので、御理解願います。

※NSW州在住の方について

7月10日（金）正午より、過去14日以内にVIC州への滞在歴の無い方も、入州申告書に記入・署名することで入州が認められるようになります。従って、これまでどおりNSW州在住の方からの旅券申請も受け付けを再開いたします。

- 2 年金受給目的での「現況届」提出のための在留証明申請のうち、既に発給実績がある方の申請
- 3 戸籍関係の届出
- 4 在外選挙人登録のうち、「記載事項変更届」及び「再交付申請」
- 5 在留届

インターネットからの登録は以下のURLから可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

皆様には引き続きご不便をおかけすることになりますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。